

消防

9月9日は救急の日 救急医療週間

9（きゅう）と9（きゅう）で「きゅうきゅうの日」、すなわち「救急の日」です。

「救急の日」は、救急業務および救急医療に対して皆さんの理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。

以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」（9月7日（日）～13日（土））として、全国各地において「救急蘇生法の普及・啓発」を全国共通のテーマとして救急に関するさまざまな行事が実施されています。

◆あなたは愛する人を救えますか

突然の事故や病気などのとき、救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が、迅速な119番通報、AEDの使用を含めた適切な応急手当を速やかに実施することにより、傷病者の救命効果が一層向上します。

また、傷病者の救命のためには、救急現場に居合わせた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、医療機関での処置の連携がスムーズに行われることが不可欠です。

衣浦東部広域連合消防局では救命講習会を毎月開催していますので、できるだけ多くの方に応急手当を身につけていただくとともに、救急業務や救急医療の正しい理解と認識を深めていただくようお願いします。

問合せ先
衣浦東部広域連合消防局
消防課
☎63-0135

相談

高齢者・障害者の人権 あんしん相談強化週間

虐待やいじめがらせ、差別などでお困りの高齢者や障がい者の方、周りでそういったことを見聞きしたという方、電話による相談に応じます。

相談は無料、秘密は厳守しますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 9月8日（月）～14日（日）

※月～金曜日の午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は、午前10時～午後5時

相談員 人権擁護委員
相談先

相談専用電話番号
☎0570-003-110

全国一斉司法書士会 無料法律相談会

法の日にちなみ、司法書士会による無料法律相談会を行います。

内容 土地建物の登記・法人の登記、相続、遺言、売買、贈与、借金の整理など法律に関する事項

とき 10月1日（水）
午後1時～4時

ところ 市役所4階第5会議室
申込方法 9月26日（金）午後4時30分までに予約

※予約優先
予約先

愛知県司法書士会西三河支部
所属予約担当司法書士
海藤洋文事務所
☎52-0150

10月1日～7日は公証週間 日曜公証相談所開設

法律の専門家である公証人は、

大切な契約や遺言などについて法的に慎重に検討し、「公正証書」作成の手伝いをしています。公証週間にあわせ、日曜公証相談所を開設しますので、気軽に利用してください。

内容

①遺言、離婚・金銭貸借・借地・借家・任意後見契約などの公正証書の作成
②会社設立の定款や外国提出書

類などの認証など

とき 10月5日（日）
午前9時～午後4時

※電話による無料相談も実施
※この日時以外は、平日午前8時30分～午後5時に無料相談を受付

問合せ先

西尾公証役場
（西尾市花ノ木町）
☎0563-54-5699

標高サインの 追加設置場所募集

ここの地面の高さは
5.5m
高浜市

大地震にともなう津波や大雨による河川の増水などの水害に備え、防災意識を高めていただくため、平成24年3月に標高サインを市内の電柱や避難所などに設置しました。

現在、約680か所に標高サインを設置していますが、さらなる「安全・安心」をめざすため、多くの皆さんが利用する市内の医療機関・金融機関、スーパー、コンビニエンスストアなどへの設置に協力をお願いします。

サイズ A4横版

色 青地に白文字（蛍光）

※その場所にあった高さを表示した標高サインを提供します。

※詳細については、お問い合わせください。

申込・問合せ先 市都市防災グループ ☎52-1111（内線228・229）